

# 令和3年度 国立大学法人筑波技術大学 年度計画

(注) □内は中期計画, 「・」は年度計画を示す。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### 学士課程

##### 【1】障害に配慮したきめ細かい指導・支援（戦略性が高く意欲的な計画）

聴覚・視覚障害者の障害特性と発達特性に即した指導を行う。

聴覚障害学生に対しては、専任教員は授業において手話を使用し、パワーポイントや資料配付、板書などの視覚的情報を用いるとともに、補聴器や人工内耳を通して聴覚活用が可能な学生に対しては、補聴援助システムを利用する。また学外の非常勤講師の授業、学外講師による講座等においては、最新の技術を活用したPC文字通訳や高等教育レベルの学術的内容を訳出できる通訳者による手話通訳を実施する。

視覚障害学生に対しては、専任教員は授業において話しことばによる説明を中心とし、学生個々の見え方や情報リテラシーに応じて点字、拡大文字、電子ファイル、録音の資料を配付する。さらに視覚情報を補うために、点図や立体コピーによる触図を用いるとともに、可能な限り対象物に触れて理解する機会を設ける。また、学外の非常勤講師の授業、学外講師による講座等においては、事前に教材のメディア変換を実施する。

さらに個々の学生の障害状況に配慮した指導・支援を実施するため、少人数クラス編成、クラス担任・副担任制、アカデミックアドバイザー制を整備する。また複数の障害を併せ有する学生に対しては、特別支援委員会及び保健管理センターとクラス担任等が連携し、授業参加及び学生生活における課題について個別に対応する。

- ・【1-1】引き続き、複数の障害を併せ有する学生に対しては、講義手段の活用等に係る調整を図るとともに、教育方法の情報を効率よく共有できる体制を整備する。  
その上で、学生の障害状況に配慮した授業及び学生生活の指導・支援を実施するため、「学生に対する特別支援委員会」と保健管理センターが連携し、個別の課題について対応する。
- ・【1-2】聴覚障害学生に対するコミュニケーション支援は、対面を重視しつつ、オンラインにも対応した手法により支援を実施する。  
情報保障支援については、支援方法の不足部分を非常勤講師等の意見も参考に点検を行い、Web会議サービスが提供する性能の向上や機能の追加等を通じ、必要な改善を行う。
- ・【1-3】視覚障害学生について、継続的にクラス担任制、アカデミックアドバイザー制によりきめ細かい指導を行う。  
令和2年度におけるコロナ禍での対応を踏まえ、遠隔での支援に際しての各教員間の情報共有や支援体制に必要な改善を行う。

##### 【2】体系的で一貫性のある教育課程の編成

入学から卒業まで、教養教育から専門教育までの全ての段階を通して一貫したカリキュラムポリシー

一に基づいた教育課程を編成する。

幅広い教養の涵養，基礎学力の伸長，障害理解及び健康の維持・増進に必要な教養科目を再編成する。

各専門分野の技術の高度化，専門化等社会のニーズに柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成するため，1年次からの系統的な専門教育科目を編成する。

また，個々の学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応したコースや履修モデルを作成する。例えば，産業技術学部産業情報学科では情報科学，機械工学，建築工学の3領域に，保健科学部情報システム学科では「ソフトウェアデベロップメントコース」，「インターネットテクノロジーコース」などの5つのコースに細分するなど，全学科で履修コース・モデル等を設定する。

- ・【2-1】 カリキュラムポリシーに基づいた体系的な教育課程を学生がよく理解して履修できるよう，本学教育活動の点検・見直し結果を踏まえ，履修系統図やナンバリングなどの体系明示化を進める。

### 【3】多様な教育課程の編成

理学療法士国家資格取得など社会人の学び直しのための2年次編入学，特別支援学校専攻科修了者の3年次編入学を平成28年度中に実施し，その他医療系の複数の資格取得希望（はり師・きゅう師と理学療法士），中途視覚障害者や社会人の学び直し・キャリアアップなど，多様な教育課程を設置する。

- ・【3-1】 学士課程において編入学試験を継続して実施する。  
特に産業技術学部では，特別支援学校との意見交換等を通し，特別支援学校専攻科への広報活動を強化し，3年次編入学募集を行う。  
また，保健科学部保健学科では，編入学者に対し，医療系複数資格取得希望や中途視覚障害といった編入学の動機・ニーズに応える教育が行われているかを検証する。

### 【4】障害に配慮した適切な成績評価の実施

授業科目のシラバスを障害学生が確実に閲覧できるよう，個々の学生の障害に配慮した記載冊子及びウェブ表示とする。視覚障害学生に対しては点字版の添付，文字音声変換を行う。聴覚障害学生に対しては読みの能力に配慮した具体的な記述をする。

成績評価はシラバスに沿って厳密に行う。A+からDまでの5段階評価とし，A+は履修学生の10%程度とする。また成績優秀者，成績不振者の基準を明確にする。なお，試験，課題等の成績評価に際しての手法の適用においては，個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

また，卒業においては，鍼灸学，理学療法学では各国家試験レベルに十分対応できることを条件にするなど，各学部のディプロマ・ポリシーに基づき，質を保証した学位を授与する。

- ・【4-1】 引き続き，シラバス作成要領に基づき，各教員がシラバスの内容を学生にとって分かりやすいものにするを目途に，精査し修正していく。
- ・【4-2】 厳密な成績評価に向け，引き続きシラバスに沿った運用を行うとともに，学科等ごとの成

績分布状況を検証・共有し、個々の授業担当教員が自らの成績評価の点検・見直しに役立てる。また、組織としての成績評価基準策定を進める。

特に、成績評価に当たっては、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

- ・【4-3】引き続き、保健科学部保健学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、国家試験にも対応できる質を保証した学位を授与する。また、成績不振者への支援と指導を実施する。

#### 【5】アクティブラーニングの更なる発展と障害に即した手法の開拓（戦略性が高く意欲的な計画）

専門委員会を設置し、本学で行われている聴覚・視覚障害学生を対象としたアクティブラーニングの現状を整理するとともに、学生の障害特性、発達の特性に即した手法を開拓する。

具体的には、少人数教育の利点を活かした双方向の講義、演習、実験、実習、実技等を行うとともに、聴覚障害・視覚障害に起因する情報伝達、情報保障に配慮したディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション、ディベート、反転学習、課題研究、他の教育機関との遠隔協調授業、高大接続教育プログラムなどを授業において展開する。

- ・【5-1】引き続き、学生の障害特性等に即した教育方法の改善等を推進する専門委員会として設置した障害者教育方法改善推進委員会において、障害への配慮も含めた教育方法を検討し、その実装と評価によって教育の質の向上を図る。
- ・【5-2】高大接続教育プログラムの一環として特別支援学校等で学ぶ生徒を対象としたアクティブラーニング等を実施する。また、オンライン開催も含め、特別支援学校教員との改善に向けた対話を進める。

#### 【6】キャリア教育（戦略性が高く意欲的な計画）

授業、各種講座、講演会、インターンシップ、職場実習、学外者との交流事業、アカデミックアドバイザー制度、ポートフォリオを通して、障害学生の人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を育成する。さらに障害関係科目及び卒業生等を講師とした講座等を通して、障害に起因した活動参加制約を打破するためのセルフアドボカシースキルの向上をはかる。

- ・【6-1】学士課程において、卒業生を講師とした講演会等の実施、キャリア教育科目の開講により、キャリアプランニング能力を育成する。また、産業技術学部では、新たなキャリア系科目（「ろう・難聴者の社会参加」等）を開講し、1年次からのキャリアプランニング能力の向上を図る。

#### 【7】グローバル人材の育成

国際交流協定校との海外短期留学、留学生短期受入れ制度及び英語サロン、TOEIC 対策講座などを積極的に活用し、外国語によるコミュニケーション力や異文化理解などの教養を身につけたグローバル人材を育成する。

- ・【7-1】グローバル人材育成のため、国際交流加速センターの下、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、海外の交流協定校を中心に学生の派遣・受入、オンラインによる国際交流の機会を充実させる。派遣については、危機管理体制の整備により学生の安全担保の取組

を進める。

また、英語サロン、TOEIC 対策講座、アメリカ手話講座などを継続して実施することで、語学力を身に付けた人材の育成を進める。

#### 修士課程（大学院）

##### 【8】教育課程の改訂

産業技術学専攻においては、産業界においてリーダー足りうる能力を備える人材を育成する。障害者支援研究と工学・科学等との融合、人間とシステム間の相互インターアクション、人間の行動及び創造的活動を支援するシステムの構築といった学際的領域の科目を設定する。

保健科学専攻においては、現代医学と東洋医学のバランスが取れた講義と演習、急速に進歩する医療に対応する基礎医学分野、最新の視覚障害補償機器に関する講義等を設定する。

情報アクセシビリティ専攻においては、これまで筑波技術大学が培ってきた聴覚・視覚障害者のための情報保障に関する知見と学内外における情報保障支援の実績を基に、手話、点字、文字、音声といったメディアの変換や通訳の技術、障害と心身機能、発達の特性、活動制限、参加制約等の障害者支援に関わる基盤的知識を修得した上で、情報保障の具体的手法について学修する科目を設定する。上記の教育課程の改訂は、平成 31 年度までに行う。

- ・【8-1】 産業技術学専攻においては、支援技術学を体系的に学修できるよう、履修モデルの策定に向けて検討を行う。

保健科学専攻においては、現代医学と東洋医学のバランスが取れた講義と演習を行うため、東西医学統合医療センターと連携し臨床実習等を行う。また、最新の視覚障害補償機器の理解促進につながる講義や学生に対する講習等を検討し企画する。

情報アクセシビリティ専攻においては、オンラインでの実施も含め、情報保障の具体的手法を学修する実習科目を通じ、学生の修得機会を充実させる。

##### 【9】適切な成績評価等の実施

教育の質の保証のためすべての授業科目のシラバスを充実させ、修士論文審査には最終報告、中間報告等の複数回の発表の機会を設け、明確な成績評価基準により学生の学修を評価する。なお、試験、課題等の成績評価に際しての手法の適用においては、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

- ・【9-1】 修士論文審査に中間報告、最終報告等の複数回の発表の機会を設けるとともに、明確な成績評価基準により学生の学修を評価する。

##### 【10】高度で質の高い就労支援

民間企業における高度専門職、教育・研究機関における教職、研究職、医療機関におけるコメディカル職への就職ができるよう、研究指導教員、副指導教員と就職支援担当の教職員が連携して個別の支援を行う。

- ・【10-1】 聴覚障害系では、令和 2 年度におけるコロナ禍での情報提供の実績等を踏まえ、個別支援

の実例と成果について整理し、より効果的な支援方法の実践を進める。

視覚障害系では、特に障害を有する留学生の就職支援を図るために令和元年度に実施した他大学における留学生の就職状況等の調査結果を踏まえ、個別調査を行い、就労支援の具体的方策の実践を進める。

#### 【11】社会人の学び直しによる情報保障分野の人材育成（戦略性が高く意欲的な計画）

情報アクセシビリティ専攻では、ICT（Information and Communication Technology）を活用した遠隔授業、e-ラーニング、休日集中授業などの社会人学生が学びやすい環境を平成 30 年度までに整備し、聴覚・視覚障害者の支援業務や支援システム開発・研究に関わる分野の人材を育成する。

- ・【11-1】引き続き、令和2年度におけるコロナ禍での実践等を踏まえ、オンライン等を活用しながら、聴覚・視覚に障害がある社会人のためのリカレント教育を実施する。

#### 【12】特別支援学校専攻科教員の専門性向上

技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上、学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））の導入に向け、現場の教員のニーズなどを具体的に分析し、平成 31 年度までの設置を目指して取り組む。また、教員免許制度の見直しの議論も踏まえ、専門性の高い理療科教員を含む教員養成に向けた取組みを行う。

- ・【12-1】鍼灸学コースにおいて、平成 29 年度に構築した現職の教員を対象とする教育を継続的に行う。また、理療科教員も含めた専門性の高い教員養成に向けて、関係機関等との意見交換を継続的に行う。

#### 【13】大学院教育のグローバル化

産業技術学専攻においては、音声言語の修得に困難を伴う聴覚障害学生の特性に合わせた本学独自のグローバル化の在り方ならびに教育方法を検討し、その結果に基づく教育改善を図ることにより大学院教育のグローバル化を推進する。他専攻においては、英語による研究ノート作成、研究討議など英語に触れる機会を増やし、国際学会等での発表を推進する。また、主にアジア地域からの留学生の受け入れ態勢を整えるとともに、本学協定校と大学院間での人的・研究交流を促進する。

特に、保健科学専攻鍼灸学コースでは、アジア（モンゴルなど）からの視覚障害（全盲）留学生が多く、本学授業において日本語・英語でのコミュニケーション困難に加え、研究遂行にあたり日・英の論文読解・執筆、複雑な専門用語の理解、文献検索等に課題がある。そのために主・副指導教員などの複数指導教員体制、研究補助者・チューター配置、日本語補講、日英の音声読み上げソフト利用など、多面的な配慮を行う。

- ・【13-1】本学独自のグローバル化の在り方並びに教育方法について、これまでの実践による成果を整理するとともに、大学院生の英語力向上の機会を作る。

また、受入留学生の日本語能力向上のために、専門用語の理解や文献検索サポートについて確実な指導を実施する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### 【14】教育方法の改善と適切な教職員の配置等

効果的な教員の配置により、障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進する。また、教職員を対象とした組織的な研修の実施、TA (Teaching Assistant) などの教育補助者の積極的活用により、少人数授業の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

このために、特に複数の障害を併せ有する学生の対応にあたっては、視覚障害学生の教育を担う春日キャンパスと聴覚障害学生の教育を担う天久保キャンパス間で教育資源や情報を共有して教育を行う。また他機関とも連携し、教育に関するリソースを共有する。

- ・【14-1】 これまでの教員配置等について検証するとともに、障害者教育方法改善推進委員会を中心として、障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を推進する。  
また、TA・SA (Student Assistant) などの教育補助者の活用方法についても総括を行う。  
複数の障害を併せ有する学生への対応については、継続的に支援体制の充実を図る。

### 【15】教育活動の評価

教員相互の授業参観や学生による授業評価等の内容を教員と学生にフィードバックし、授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てる。また、教育成果の評価方法に関する研究プロジェクトを立ち上げ、教育の成果や効果を組織的に検証し、その結果を研修等により教員間で情報共有し、組織として教育活動の改善に取り組む。

- ・【15-1】 学士課程では、教員相互の授業参観や学生による授業アンケート等を実施し、客観的な授業改善を継続する。また、アンケート結果を全学の教務委員会等において検証し、特に高評価を受けた教員の授業実践方法を報告会等で共有することにより、組織的な改善活動を進める。  
また、修士課程では、学生による授業評価・研究指導評価アンケートを学期ごとに実施し、その結果を指導教員にフィードバックするとともに、学内各組織においても共有し、併せて教育・研究活動の改善に取り組む。
- ・【15-2】 卒業時アンケート等教育活動に関する調査を継続的に実施し、この分析を踏まえて、教育活動の改善を推進する。

### 【16】障害者の教育に必要な知識・技術を高めるための研修の実施

教育内容に関する専門性と併せて、「障害特性を理解し、各学生の障害に起因する能力及び発達の特性に即して教育する知識・技術」、「手話・点字など、情報を保障するための知識・技術」等をさらに高めていくための研修や評価を行う。

- ・【16-1】 障害者高等教育研究支援センターが中心となり、新入教職員を対象とした、視覚・聴覚障害学生の障害特性に応じた点字・手話研修を、オンラインの手法を用いるなどにより実施する。  
教員の能力開発に関しては、既刊の「授業改善ハンドブック」に基づき、教育内容に関する専門性・障害者教育に必要な知識技術を再整理し、また現代化する作業を通して、より高度な研修実施を進める。

### 【17】教育設備の整備、情報ネットワーク等の活用

先進的な情報保障システム、e-ラーニング等の導入を進めるなどにより、聴覚・視覚障害者の教育に必要な設備の充実を図るとともに、自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境を整備する。

- ・【17-1】 先進的な情報保障システムを高大接続教育プログラムにおいて活用し、高校生等に対し本学の充実した学修環境への理解を促す。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、インターネットを活用した遠隔授業の方法の工夫・改善を行うことにより、どの学生も支障なく授業に参加できる学修環境を確保する。

### 【18】障害者高等教育研究支援センター

聴覚障害系では、聴覚障害学生に対して補聴相談、聴覚管理（聴力検査等）、個別コミュニケーション指導（発音・手話・コミュニケーション方略等）を実施する。就職活動に際して、学部・大学院学生を対象とした SPI 模試・対策講座、各種就職講座を開催する。学外の聴覚障害児等に対する支援として、補聴相談、コミュニケーションに関する相談、職場適応に関する相談等に対応する。また特別支援学校等の特別支援教育関係学校、学級の求めに応じて講師、助言者を派遣する。情報保障に関しては、障害者高等教育研究支援センターが開発したモバイル型遠隔情報保障システム、リアルタイム字幕提示システムに最新の技術を組み込んだ改良を加え、学内外の支援に活用する。他大学の聴覚障害学生支援においては、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の活動母体として、ネットワークの活動を活性化し、地域ネットワークの形成支援、モデル事例の構築、個別大学への支援・相談対応等の事業を推進するとともに、各事業で得られたノウハウを蓄積し、これを成果物（冊子、DVD メディア、ウェブサイト掲載コンテンツ）として全国に発信する。

視覚障害系では、視覚障害学生の要望に応じて、学習に必要な資料を点字、拡大文字、録音など各種メディアに変換する事業を実施する。この事業を促進するために点訳・朗読ボランティアの養成のための講習会を開催する。視覚障害学生の学修における能力向上のために、点字、情報機器、歩行に関する指導を通して情報リテラシーや移動に関するスキルの習得を支援するとともに、学生生活や進路に関わる福祉・就労分野の情報提供や支援を行う。情報技術を活用した視覚障害学生の学修環境の改善のため、科学技術文書処理システムやコンピュータ言語教育システムなどの教育・学習支援システムの開発に取り組む。全国の視覚障害学生の学修環境の向上を目指し、これらの障害者高等教育研究支援センターにおける教育研究の知見や技術、システム開発の成果を提供する。高等教育機関の障害学生支援に関する相談に対応するとともに、全国の教職員向けに研修会を実施して障害学生支援の技術や考え方を発信する。さらに、視覚障害学生が在籍する大学間の連携やネットワークを構築する。

教育関係共同利用拠点事業「教育アクセシビリティの向上を目指すリソース・シェアリング（H27年～H31年度）」により障害者高等教育研究支援センターがこれまで蓄積している教育的リソースや支援ノウハウ（ろう者学、聴覚障害学生向け TOEIC 対策講座・留学準備、語学指導法、視覚・聴覚障害

学生のスポーツ指導法、情報保障者養成、障害補償・教育支援機器、キャリア教育)に関するリソースライブラリを構築する。これらの成果をワークショップ、シンポジウム、FD (Faculty Development)・SD (Staff Development) 研修会等を通して全国に発信する。

- ・【18-1】 障害者高等教育研究支援センターは、視覚・聴覚障害学生の障害特性に応じた指導法（言語力等）についての研究を推進し、その成果に基づいて、聴覚障害学生にあつては、コミュニケーション指導（発音指導、カリキュラムとしての手話コミュニケーション指導等）を、視覚障害学生にあつては、点字習得、情報機器活用、歩行に関する指導を実践する。  
これらの研究及び実践の成果は、他大学等高等教育機関、特別支援学校に対して講座又は個別相談等を通じ発信・展開する。
- ・【18-2】 メディア変換のサービスや e-Learning システムのコンテンツに関する広報及び科学技術文書処理システムの多言語化を進め、情報アクセスが困難な方々への支援を広げる。
- ・【18-3】 コロナ禍における聴覚・視覚障害学生に対する支援・教育・指導に関する相談事例から障害学生支援に関する課題を抽出し、FD/SD 研修会のテーマとして企画・開催する。  
また、障害者高等教育研究支援センターが教育関係共同利用拠点として文部科学省から認定を受けて実施している事業「障害学生の修学支援の充実を目指すリソース・シェアリング」において、これまで相談のあった事例を、個人情報に配慮の上、本事業ホームページやメールマガジンへ掲載・周知する。その上で、全国の高等教育機関における利活用を促進し、聴覚・視覚障害学生の修学支援及び障害学生支援の充実を図る。

#### 【19】 附属図書館の整備

附属図書館における聴覚・視覚障害学生のための情報保障を視野に入れた環境整備、ラーニングコモンズ、アカデミックコモンズとしての機能整備などの検討を進め、実現する。

- ・【19-1】 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した安心して利用できる学習空間・閲覧場所を提供しサービスの拡大を進める。  
令和3年度に本格実施される「授業目的公衆送信補償金制度」など改正著作権法に対応した著作物等の学内利用促進のため、引き続き学内外の関連部署と連携した情報の収集及び提携を継続する。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

#### 【20】 学生の生活全般に対する教員の指導力を向上させる研修の実施

障害の特性について深く理解し、実際の指導の事例を共有することにより、学生の生活全般に対する教員の指導力を高め、個々の学生に対応した指導を行うためのFD研修などを実施する。

- ・【20-1】 教育関係共同利用拠点のネットワーク等を活かし、受講機会が拡大した他大学・拠点のオンライン研修やセミナーを積極的に受講促進することにより、授業方法や大学教育改革に係る教職員の能力開発を進める。  
また、障害特性の理解、学生への指導事例の学習などを通じ、本学の教育に不可欠な障害学生に対する指導力を高める研修を実施し、学生の生活全般に対する指導力向上に資するFD活動を行う。



### 【21】 学生相談・助言・支援の組織的対応

個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、授業時間外においても学生からの意見や要望により丁寧な対応ができるように、アカデミックアドバイザー、チューター、オフィスアワー、相談窓口を活用し、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。リメディアル教育が必要な学生にはチューター等を配置し、補習的学修を実施する。

- ・ 【21-1】 学生から障害状況に応じた配慮について申し出があった場合、「学生に対する特別支援委員会」等が中心となり、学生への組織的な対応を実施するとともに、実際にどのような配慮が行われたのか、結果をフィードバックし、改善策を踏まえて次の支援につなげる。
- ・ 【21-2】 リメディアル教育や補習が必要な学生を把握し、オンライン等による手法も工夫しながら、専門的学びへの意欲向上や目標達成への刺激をねらいとして、積極的に補助的学修を実施する。

### 【22】 身体面・精神面の健康管理

キャンパス毎に設置されている保健管理センターにおいて、医師・看護師・カウンセラーにより学生一人一人の身体面及び精神面の健康相談に対応する。入学直後より希望する学生の全員を対象に、専門医による聴覚障害、視覚障害の相談窓口を設け、定期的に対応する。また、補聴器、ルーペなどの聴覚・視覚情報保障機器の相談については情報保障を専門とするスタッフが専門医と連携のもと障害に応じて対応する。さらに、精神障害、内部障害等を有する学生には、医師、看護師等の保健管理センタースタッフが個々の障害に応じて対応する。特に急病時の対応については、近隣病院等との連携のもと保健管理センターのみならずクラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー教員等による病院受診支援も含めて対応する。

- ・ 【22-1】 本学が有する2つのキャンパスにおいて、引き続き、専門医による定期診療、及びカウンセラーによる心的サポートをそれぞれ実施し、聴覚障害・視覚障害・メンタル不調を有する学生の医療面での補償を充実させる。
- ・ 【22-2】 精神障害、内部障害を有する学生の現状を把握し、クラス担当教員等と情報共有を行うとともに、保健管理センター、東西医学統合医療センターを中心として、近隣病院等との連携を図り、適切な医療支援と健康管理を引き続き行う。  
また、引き続き、急病等の医療機関受診が必要な場合には、保健管理センターのみならず、クラス担当教員等と連携を図り、病院受診支援を行う体制を確保する。

### 【23】 聴覚障害学生のコミュニケーション能力の向上に関する指導、支援

本学に在籍する聴覚障害学生の聴覚管理、補聴器管理、FM 補聴システム及びデジタルワイヤレス補聴システムの活用を通して聴覚活用支援を行う。併せて聴力の変化、コミュニケーションに関する補聴相談を行う。

また、学生のニーズに即して手話、発音、読話、筆談等のコミュニケーション技術を高めるための個別コミュニケーション指導を実施する。これらの指導、支援を通して個々の学生の総合的コミュニケーション能力を高めるとともに、社会的文脈（相手や状況等）に即したコミュニケーションの方略を修得させる。

- ・【23-1】 オンラインによるコミュニケーションが必要となってくる状況下にあつて、聴覚障害学生がそれに応じた社会的文脈に即したコミュニケーションの方略を修得できるようにコミュニケーション指導を実施する。新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、補聴相談、手話、読話、筆談等にあつてはオンラインでも相談、指導が可能な体制を構築する。発音・発語指導にあつては感染対策を十分に講じた上での対面を基本とするが、発音・発語指導前の相談についてはオンラインでも可能な実施体制を構築する。

#### 【24】 視覚障害学生の学習と学生生活支援

視覚障害に起因する学習上の困難を克服するため、点字、触図、パソコン読み上げソフト、DAISY (Digital Accessible Information System) などの活用に関して支援をする。また、学生生活を円滑に送れるようにするために必要な点字の読み書きや弱視用機器、パソコンの活用、白杖による歩行訓練など視覚障害を補償するための技能に関する支援をする。

- ・【24-1】 障害補償機器を活用し、視覚障害に対する情報保障支援を行う。併せて、読書チャートを用いた最適ルーペ倍率を把握させるなど、必要な技能支援を行う。

#### 【25】 聴覚・視覚障害以外の障害を併せ有する学生の支援

産業技術学部には聴覚の他に視覚の障害を併せ有する学生、保健科学部には視覚の他に聴覚の障害を併せ有する学生、さらにそれぞれの学部で聴覚・視覚以外の障害（発達障害、内部障害など）を併せ有する学生が近年入学する傾向がある。

そのような学生個々の障害に応じた学修環境を整備し、さらには、学修に対する支援を行う。このために特別支援委員会を組織し、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー及び保健管理センターが連携し、個々の学生をフォローアップする。具体的な手法として、聴覚障害と視覚障害を併せ有する学生においては、補聴援助システムによる聴覚補償援助やタブレット PC を使用した拡大文字表示、聴覚障害または視覚障害と発達障害または学習障害を併せ有する学生に対しては、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー等による生活・学修における具体的な困難場面の把握とそれに対する学生本人への個別指導、授業担当者等への配慮要請を行う。

また、視覚障害学生の場合、内部障害を有し、透析や自己注射などの医療管理を必要とすることも多く、学修、生活面に加え、医療・健康面での支援も行う。

- ・【25-1】 「学生に対する特別支援委員会」において、対面・オンラインのどちらの状態であっても、支援の対象となる聴覚・視覚障害以外の障害を併せ有する学生の情報を把握し、共有した上で、授業担当者が適切な配慮を行うことにより、大学として障害に応じた学修環境を確保する。

#### 【26】 就職・就労支援等

進路・就職に関する講座、講演会、ガイダンス、セミナー等、学生が主体的に参加し自ら提案する方式に発展させるとともに、コミュニケーションや情報伝達上のハンディキャップを解決、改善するためのセルフアドボカシースキルに関する内容を盛り込む。さらに学生の障害特性、キャリア発達特

性に即した個別の面接指導，進路・就職相談の体制を充実させ，産業技術学部においては，就職率 90%以上とする。

また，保健科学部においては国家試験など資格試験の合格率を全国平均以上の高い水準に維持し，学修意欲の高い学生には大学院等への進学を奨励する。これらの取り組みにより，聴覚・視覚障害者の職域拡大に努め，インターンシップなどを通して職業指導を充実させる。

卒業生支援の一環として，各地のハローワーク，障害者職業センターと連携し，卒業生の職場適応を促すための職場の障害理解啓発を行うとともに，個別の相談に応じた就労支援を実施する。

- ・【26-1】 これまでのセルフアドボカシーのカリキュラムについて，障害種ごとに検討し，必要に応じて見直しを行う。  
保健科学部では，視覚障害学生は障害の種類・程度の範囲が広いとため，個別対応が重要であり，引き続き1つの授業科目にせず，分散して行うことを進める。
- ・【26-2】 産業技術学部では，各種業界の動向や新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しつつ，卒業予定者の就職活動状況を確認しながら就職支援を継続する。  
保健科学部では，国家試験合格率の全国平均以上を堅持する。
- ・【26-3】 障害者職業センターやハローワークと連携し，学生個々の希望や障害特性に応じたインターンシップ・採用情報等の提供を行うとともに，個別の相談に応じた就労支援を実施する。

#### 【27】 障害学生の職域拡大

これまで，本学学生が就職した業種以外の職域への就職実績をつくる。

具体的には，聴覚障害系においては，製造業，情報通信分野業に加え，雇用ニーズが高まっている金融，保険，サービス業等の業種への就職支援を行うとともに，志望者が増加している地方自治体等の正規職員としての採用を目的とした障害者雇用枠における公務員試験対策講座を実施する。視覚障害系においては，医療従事者としての就職に加えて企業等のヘルスプロモーション領域への職域拡大を図るとともに，情報，通信，サービス業等の業種への就職支援を行う。

このためにハローワーク，学生職業センター，企業，医療機関，国・地方自治体等と連携し，就職支援担当の教職員との間で求人，求職状況の情報を交換する。また，障害学生の雇用を促進している事業所を対象とした大学説明会を実施し，企業等の参加を70社以上に，学内における会社説明会，情報交換会については企業等の参加を50社以上に拡充する。

- ・【27-1】 企業等に向けた大学説明会を，70社以上の参加企業等を得て開催する。  
聴覚障害系では，新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら，対面が可能な場合はオンラインとの併用により，大学説明会を開催する。  
視覚障害系では，視覚障害学生の雇用促進のため，企業を対象とする視覚障害学生雇用セミナー開催を広く周知し，令和2年度よりも参加企業数を増加させる。
- ・【27-2】 ハローワーク，企業，医療機関等と連携し，就職支援担当の教職員との間で，求人，求職状況の情報交換を充実させる。  
また，学内における個別企業説明会の実施も促進し，情報交換会と併せて企業の参加を50社以上に拡充する。
- ・【27-3】 聴覚障害系では，様々な業種や公務員への就職に対応した講座，模試等を実施し，学生の

進路の選択肢を広げつつ、就職活動に必須である基礎知識やマナーについて指導を行う。

視覚障害系では、公務員への就職を希望する学生に対して、自治体等でのインターンシップ情報の提供や公務員対策講座を実施する。

#### 【28】 経済的支援

経済的困窮者や成績優秀者に対する入学料・授業料猶予，免除制度がより有効となるよう点検し，必要な改善を行う。また，種々の奨学金等に関する情報収集を行い，学生に提供する。

- ・ 【28-1】 学生への周知を徹底しつつ，国の修学支援制度や本学独自の免除制度等を着実に実施する。その際，新型コロナウイルス感染症の影響などによる家計急変者への支援についても臨機応変に周知・実施し，真に支援を必要とする学生が免除等を受けられるようにする。  
また，周知方法についても郵送・掲示など紙媒体に限定せず，オンラインなどを効果的に利用し，すべての学生に対し支援に関する情報への確実なアクセスを促すことで，よりきめ細やかな経済支援を実施する。

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

#### 【29】 入試広報

アドミッション・ポリシーに基づき，入学者募集基準や教育内容の周知を図る。また，特別支援学校においては，出前授業や説明会を積極的に展開し，一般校においては，障害者の有無を調査するなど，適切かつ広範な広報活動を実施する。

- ・ 【29-1】 入学者募集基準や教育内容を幅広く周知するため，新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら，必要に応じオンラインを活用の上，オープンキャンパス・説明会等を実施し，併せて障害者が在籍する学校への案内送付等を着実に実施する。また，特別支援学校等に対しては個別の要望に応じた説明会を開催する。  
さらに，動画コンテンツの配信強化等により，時間・場所にとらわれず本学の情報を届けられる取組を進める。

#### 【30】 高大接続，大学入学者選抜の一体的改革への対応

2020年の入試改革に合わせて入試制度を再構築する。全ての入試に面接及び学力検査（あるいは小論文）を実施し，「意欲」「人物」「知識・理解力・思考力・表現力」「適性」等を適切に評価する多面的・総合的な選抜を行う。また，大学入学希望者学力評価テスト（仮称），高等学校基礎学力テスト（仮称）導入及びそのプレテストの実施状況を鑑み，従来の個別入試，推薦入試，A0入試，社会人入試の入学者選抜方法・内容を見直す。さらに，上記の2つの新テストの導入にあたり特別支援学校と連携して聴覚・視覚障害学生への合理的配慮等に関する意見等を提供する。

- ・ 【30-1】 本学が実施する総合型選抜，総合問題などの多様な入学者選抜方法について，説明会等を通じ幅広い周知を進める。

#### 【31】 編入学の拡大

保健科学部保健学科（理学療法学専攻）においては，平成28年度から2年次編入を導入する。社会

人の学び直しや特別支援学校専攻科修了者に対応するため保健科学部保健学科（鍼灸学専攻）では3年次編入を積極的に実施する。また、産業技術学部においては、現行の社会人学び直しプログラムの改善・充実を図りつつ、編入学拡大のための特別支援学校専攻科のカリキュラムや他大学を退学する聴覚障害学生の実際の状況などを調査する。

- ・【31-1】 学士課程において編入学試験を継続して実施する。特に産業技術学部では、特別支援学校との意見交換等を通し、特別支援学校専攻科への広報活動を強化し、3年次編入学募集を行うとともに、編入学の導入効果も見据えつつ、リカレント教育を積極的に展開する。

### 【32】 大学院技術科学研究科の入学者選抜法の改善

研究意欲・研究計画・修了後の目的を持った志願者を確保するために、明確なアドミッション・ポリシーを示すとともに、研究遂行に肝要な研究計画力、分析・考察力を考査する。

- ・【32-1】 本学に関心を持つ志願者等へのアドミッション・ポリシーに対する理解がより一層深まるようわかりやすく公表し、令和2年度までに整備した口頭試問等要領に沿った入学者選抜を実施することで、確かな研究計画力、分析・考察力を持つ学生の確保を図る。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### 【33】 重点的に取り組む領域

聴覚・視覚障害者の高等教育に関する我が国の中核機関として、聴覚・視覚障害者に対する教育方法の研究、教育機器、教材の開発、障害補償、情報保障システムに関する研究・開発を産業技術学部、保健科学部と共に発展させ、その成果を広く発信しながら、障害者高等教育拠点としての機能を担う。

- ・【33-1】 障害者高等教育研究支援センターでは、これまでの研究実績を踏まえ、聴覚・視覚障害学生の障害特性に起因する基礎学力の課題を踏まえた指導法（特に言語力）の開発を進める。さらにこの開発結果を活用し、総合教養系科目における指導を重点的に行う。  
また、指導が円滑に行われるよう、聴覚障害にあっては遠隔情報保障システムの文字通訳、視覚障害にあっては点字翻訳の精度向上のための研究開発を行う。  
その際、障害補償が確実に行われるよう障害特性に応じた補聴システム、文字拡大機器の活用支援に関する研究開発を行う。

#### 【34】 工学・デザイン学複合領域のプロジェクト研究の活性化

産業技術学部における教員組織改革に伴い、複合領域・学際領域の教育への対応を行うとともに、研究においても異分野間の協力体制を整備、複合領域でのプロジェクト研究を活性化させる。

- ・【34-1】 平成29年度より継続して実施している複合領域・学際領域研究プロジェクトを更に推進するほか、Web上に研究紹介ポータルを設置し、新たな研究プロジェクトの発足を活性化させる。

### 【35】保健科学部において目指すべき研究

保健科学部附属東西医学統合医療センターを活用した臨床研究体制を整備し、医師・理学療法士・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師などの医療者や情報科学・福祉工学等の教員間の連携・協力を行い、東西医学統合医療や高齢者医療に関する研究を推進し、国内外に発信する。また、リハビリテーション部門の拡充や新設したあん摩マッサージ指圧外来などを通して臨床部門における国際的共同研究を実施する。

- ・【35-1】 東西医学統合医療センターでは、中期計画に掲げる関係者による医工連携・協力体制の下で国際的共同研究を進展させ、研究成果を国内外の学会発表を通して発信する。  
また、リハビリテーション部門と鍼灸・あん摩マッサージ指圧部門の共同プロジェクトを実施し、同プロジェクトの実績を蓄積する。

### 【36】研究成果の社会への還元

聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果については、各種支援事業及び機関リポジトリ (NTUT (National University Corporation of Tsukuba University of Technology) リポジトリ) により、大学や特別支援学校等の機関に広く還元する。

また、障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果については、関連機関や企業と連携して実用化する。

- ・【36-1】 オープン・サイエンス推進計画を検討するため、引き続き研究分野ごとの特性や取り扱い等、問題点の洗い出しを行うとともに、オープン・サイエンスに関する講演会を実施し、学内における教職員間の理解・認識共有を促進する。  
また、開発した複数話者の音声同時字幕提示インタフェースを論文発表や広報活動を通じて一般に普及するとともに、利用者の意見に基づき改善する。

### 【37】研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

大学全体としては、障害関係の特定研究分野において科研費の採択件数や国際的研究論文件数を10%増加させ、研究を底上げする。また、各教員の研究については、研究分野ごとに国内外の研究業績を調査・検討し、国際的論文の基準となる Impact Factor 等を明示し、教員の個人評価の研究領域の項目で検証する。

- ・【37-1】 障害関係の特定研究分野において科研費の採択件数や国際的研究論文件数を10%増加させる。  
また、新たな教員評価制度による試行結果を踏まえ、新たに設定した評価の項目及び指標について検証を行う。

### 【38】聴覚・視覚障害者に対する合理的配慮を支援する技術開発研究の推進

聴覚・視覚障害の研究成果を活かし、より質の高い情報保障研究を組織的に展開する。また、感覚障害支援研究として新たに「聴覚・視覚障害者に対する技術開発研究」の体制を整備し、グローバルな共同研究ネットワークを通じて、我が国の社会・教育現場に必要とされる研究を先導する。

- ・【38-1】 聴覚・視覚障害者の障害特性に応じた指導法研究成果を踏まえた情報保障に関わる技術開発研究の成果を、障害学生高等教育支援ネットワークを通じて発信し、他大学等高等教育機関、特別支援学校に必要とされる研究を先導する。

また、国際貢献の観点から、科学技術文書処理システムの利用を広め、発展途上国等での視覚障害者の学習環境を改善するため、特にアフリカでの視覚障害者の電子書籍の利用者の増加を図る。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

### 【39】 適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分

重点研究プロジェクトに重点的に資金を配分し、平成 28 年度中に学部や学科等を越えた研究ユニットの編成、外部研究員の採用など大学の研究資源を集中させた研究実施体制に移行する。

- ・【39-1】 学長裁量経費を活用し、学部や学科等を越えた研究ユニット等の編成及び若手教員の活躍を促進するため、これらを重点研究プロジェクトと位置づけ、引き続き資金を重点的に配分する。
- ・【39-2】 引き続き、本学の機能強化構想に掲げる 4 つの戦略・8 つの取組に対して、それぞれの進捗状況等に応じた予算配分を行うとともに、戦略の達成に向けた取組を加速化・活性化させるため、法人運営活性化支援分を活用し、戦略ごとの取組に重点的に配分する。

### 【40】 設備等の活用・整備

研究スペースの再配分や設備マスタープランの見直しにより、聴覚・視覚障害者に対する教育方法の研究、教育機器・教材の開発、障害補償・情報保障システムに関する研究・開発などの重点研究プロジェクトに必要な研究環境設備を確保する。

- ・【40-1】 引き続き、学内資源の適切な配分を進めるため、機能強化重要設備整備計画に基づき、計画的に整備を行う。

### 【41】 知的財産の創出、取得

学内外で行われる研修や講習会への参加により知的財産に関する啓発活動を行うとともに、障害者支援機器の開発等に重点的に取り組む領域において、知的財産の創出と実用化を目指す。

- ・【41-1】 学内外で行われる研修や講習会への参加により知的財産に関する啓発活動を行うとともに、障害者支援機器の開発等に重点的に取り組む領域において、知的財産の創出と実用化を図る。

### 【42】 研究活動の評価及び評価結果

障害者教育・研究、障害者情報保障、東西医学統合医療分野で世界・全国的教育研究を推進するために重点研究プロジェクトを中心に評価及び教員の個人評価を実施し、その評価結果をもとにして研究の内容・方針・体制、研究費配分を見直す。評価項目として、国際的論文、国際共同研究発表に加えて、国内外の聴覚・視覚障害者に対する支援ネットワークの連携・構築の実績、教育関係共同利用拠点としての他大学との連携・研究の実績、障害者支援機器・情報保障機器の新規開発の取組などに

重点を置く。また、学長裁量経費においては、上記の特色ある分野での評価結果やミッションの再定義に関わる教育・研究内容などに重点を置いた研究費の配分を行う。

- ・【42-1】 令和2年度における教育・研究等実績を対象に実施する教員の個人評価制度の試行結果を踏まえ、新たな評価制度を反映した研究費の配分等、評価結果の活用方法を検討する。
- ・【42-2】 障害者に対する高等教育の内容・方法に関する研究及び情報保障機器等の開発研究など、特定分野に重点を置いた研究力強化や人材育成等の取組を対象に、引き続き学内公募を行い、学長のリーダーシップの下、資金を重点的に配分する。

#### 【43】 研究実施体制等に関する具体的方策

重点研究領域について、聴覚障害系と視覚障害系が独自性を保ちつつ、必要に応じて一体的な取組のできる体制と環境を平成30年度までに整備する。このために学部、学科、専攻を越えた研究実施体制を充実させる。

- ・【43-1】 学部、学科、専攻を越えた研究実施体制を継続し、一体的な研究活動を推進する。

#### 【44】 大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻における共同研究の推進

産業技術学専攻（聴覚障害）、保健科学専攻（視覚障害）の情報分野との研究連携を図ることにより、情報アクセシビリティ分野の共同研究を推進する。さらに、国内外の大学や研究機関との共同研究、研究発表を通して研究の質を向上させる。

- ・【44-1】 産業技術学専攻、保健科学専攻と連携し、情報アクセシビリティ分野の共同研究を推進しながら国内外の大学や研究機関との共同研究を行う。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域に志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

#### 【45】 社会との連携

聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学修資料等の研究開発及び成果の公開、情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び手話通訳者等）の育成と技能向上を行う。障害のある学生の支援研究会やシンポジウムを通じて教育・研究成果を公表していく。

- ・【45-1】 聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学修資料等の研究開発を引き続き行う。また、成果を障害のある学生の支援研究会やシンポジウムを通じて広く公開するとともに、情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び文字通訳者、手話通訳者等）を育成する。

#### 【46】 他大学等との連携・支援（戦略性が高く意欲的な計画）

本学がこれまでに構築してきた聴覚・視覚障害学生支援のための大学間ネットワークの活動をさらに発展させ、全国の大学等を対象に研修会の開催やFD・SD研修会への講師派遣、各種資料提供、相談・指導等を行っていくことで、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する知識・ノ



ノウハウを全国の大学に浸透させるとともに、全国の大学における聴覚・視覚障害学生の修学環境を充実させる。

特に、聴覚障害系においては、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の活動を通して、全国の連携大学・機関とともにさまざまなモデル事例を構築していくことで、個々の大学のみでは解決しきれない問題へのアプローチを図るとともに、ここで得られたノウハウを成果物（冊子、DVD、Web コンテンツ等）の形で全国の大学に発信する。

また、聴覚・視覚障害学生の高等教育に関する教育関係共同利用拠点として、本学が有する教育的リソースや支援ノウハウを蓄積したリソースライブラリを構築するとともに、この共同活用を進めることで、全国の大学の教育支援体制向上に寄与する。

- ・【46-1】 他大学の教職員を対象とした FD/SD 研修会を企画・開催する。また、支援を担う学生を対象とした研修会で使用する教材の新規作成を行う。

障害者高等教育研究支援センターが教育関係共同利用拠点として文部科学省から認定を受けて実施している事業「障害学生の修学支援の充実を目指すリソース・シェアリング」の取組を引き続き進める。具体的には、聴覚・視覚障害学生の障害に配慮した教授法や必要な配慮の他、聴覚障害学生が利用する情報保障支援に関する相談及び技術提供、視覚障害学生が利用する支援機器に関する相談窓口があることを広報するための工夫・改善を行い、利活用の促進を図る。

これにより、全国の高等教育機関の障害学生支援の充実に寄与する。

- ・【46-2】 聴覚障害学生支援・コラボレーションスキーム構築事業（T-TAC 後継事業）及び日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、引き続き合理的配慮に関する相談機関として、全国の大学に相談支援サービスを提供していくとともに、特にコロナ禍における令和2年度に広く利用されるようになったオンライン技術を活用することで、より効果的かつ効率的なネットワーク展開のあり方を推進する。

また、引き続き、積極的な障害者支援活動を行っている教育機関の持つ知識・技術を引き上げていくための勉強会を継続すると同時に、ここで培われてきた支援ノウハウの定着を目的とした活動の展開を通して、全国の大学における支援体制の底上げを図る。

#### 【47】 特別支援教育への専門的知識・技術の提供と本学教育へのフィードバック

特別支援学校、特別支援学級等の教育機関や関連機関からの要請に応じ、各校に対して聴覚障害児や視覚障害児の指導、支援に関する専門的知識や技術を提供する。また初等、中等教育段階の特別支援教育の状況を把握し、この知見を本学における入試方法や教育課程の改革に役立てる。

- ・【47-1】 教育機関や関連機関からの要請に応じ、聴覚障害児や視覚障害児の指導、支援に関する専門的知識や技術を提供する。各種教育関連の講演会においても、助言する立場で関与する。
- ・【47-2】 産業技術学部において、交流実績のある都立葛飾ろう学校等との連携事業をはじめ、全国の初等中等教育機関との連携を、オンライン技術を活用しながら充実強化する。これらの取組を通じ、初等中等教育段階での教育の現状把握・理解を進め、本学の教育課程・入学者選抜改善につなげる。

#### 【48】 地域に志向した教育・研究（戦略性が高く意欲的な計画）

機関リポジトリの内容を充実させ強化する。また、県やつくば市等の要請に応じて障害者計画、障害福祉計画、バリアフリー推進、ユニバーサルデザイン研修、障害者スポーツの育成事業等に本学教員が参画し、本学が有する障害者支援のノウハウを提供する。上記のような地域等の要請に応じた事業規模（事業件数、参加人数等）を平成 27 年度に比べ 20%増加させる。

- ・【48-1】 障害者スポーツの育成事業等に引き続き参画し、本学の有する障害者支援のノウハウを提供する。  
また、筑波大学、県立医療大学との三大学連携イベントを継続して行い、平成 30 年度の事業規模を維持するとともに、オンラインを活用した形でのスポーツイベントについても、実施を進める。
- ・【48-2】 新 JAIRO Cloud への移行後のデータの確認作業、ページレイアウトの修正を速やかに進め周知広報を実施し、機関リポジトリの利用促進と本学の特色的なコンテンツの収集・公開を進める。

#### 【49】産学官連携活動の推進

聴覚・視覚障害支援に必要とされる産学官連携活動を推進し、自治体や地域企業等との共同事業件数 10%増加を目指す。そのため、新たな企業や研究機関を開拓しつつ、聴覚・視覚障害者の社会貢献領域拡大に応える拠点基盤機能を強化する。

- ・【49-1】 産学官のネットワークへの新規参加やリモートでの対談の場を増やし、本学の研究を対外的にアピールすることで、聴覚・視覚障害支援に資する産学官連携活動を推進し、自治体や地域企業等との共同事業件数を第 2 期中期目標期間に比し 10%増を目指す。

#### 【50】部局を越えたプロジェクトチームの形成と研究成果の社会還元（戦略性が高く意欲的な計画）

これまで各部局で行ってきた聴覚・視覚障害者への情報保障技術について、部局を越えたプロジェクトチームを形成し、その成果の社会還元を目指す。

テーマとしては、例えば 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた視覚障害者の選手育成、医・科学的サポート支援及び競技に必要な支援機器の開発等の取組みを行う。これらの事業を通して茨城県及びつくば市、他大学と連携して障害者スポーツ支援を図っていく。また、競技に参加したり、競技を観戦したりする聴覚・視覚障害者への情報保障技術の検討・実現や、東日本大震災のような大規模災害の際に情報弱者となりうる聴覚・視覚障害者への情報保障技術の検討・実現など、社会還元が強く望まれる分野でプロジェクトを立ち上げ、他の研究機関や企業などと協力しながら問題を解決し提言していく。更に、こうした分野での研究を積極的に推進する。

- ・【50-1】 本学の機能強化構想に掲げる 4 つの戦略に関する研究成果等を広く周知するとともに、外部資金等の獲得に取り組む。
- ・【50-2】 ブラインドサッカーを中心とした視覚障害者の選手育成、医・科学的サポート支援を行うとともに、情報弱者となりうる聴覚障害者への競技観戦の一助となる情報保障機器の開発に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、必要に応じ、オンライン等を活用し、自治体や他大学等と連携を図りながら障害者のスポーツ教室を開催することで、障

害者スポーツの支援と障害者理解の促進に寄与する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

###### 【51】 諸外国の大学等との教育研究上の交流

新たに国際交流協定を締結したアイオワ大学、マサチューセッツ州立大学ボストン校などの米国の大学を含め、諸外国の大学等との研究者及び学生の交流等により、障害者教育・研究に係る国際交流を推進する。

- ・【51-1】 国際交流協定締結校などから講師を招き、障害者教育・研究や国際協力、交流をテーマとした国際シンポジウムを開催する。並行して、オンラインによる国際交流イベントの実施を継続し、海外の研究者との交流機会の充実を図る。

###### 【52】 外国語学習の充実と異文化理解の促進

英語、初修外国語に加えて、障害に配慮した語学学習（アメリカ手話など）を充実させる。さらに学部生、大学院生を対象に協定校を中心とする諸外国の高等教育機関への短期研修派遣、協定校からの受入れを積極的に行い、異文化交流・異文化理解を促進する。このために学生向けの英語サロンやアメリカ手話講座を引き続き開設する。目標海外派遣学生数は全学生の7%（25名）（現5%；18名）、短期受入数は6名（現4名）にする。

- ・【52-1】 学生に対する外国語学習の更なる充実に向け、英語サロンや English Lounge、アメリカ手話講座などの課外活動を、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、対面又はオンラインで実施する。  
異文化への興味や海外渡航への意識を高めるため、オンラインでの海外交流を実施する。  
海外のゲストによる講演やディスカッションを実施する。
- ・【52-2】 協定校等への短期派遣・受入について、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、必要に応じ、オンライン等を活用し、派遣内容の見直しを継続するとともに、日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）及び大学基金を活用し、学生の短期派遣、短期受入を進める。

###### 【53】 高等教育におけるアクセシブル・デザインの実現

諸外国言語による情報保障の研究開発、手話、点字を含めた聴覚・視覚障害留学生の日本語等の習得支援並びに学修支援体制を整備する。国際的な手話言語学の潮流を見極めつつ、聴覚障害学生が国際的なコミュニケーション能力を高めるためのリソースとして、日本手話の言語コーパスを開発するとともに、数カ国の拠点とのネットワーク形成を通じて諸外国の手話を学習できる環境を整備する。

- ・【53-1】 学士課程及び修士課程の手話言語関連授業で手話言語コーパス等の活用を継続し、オンラインでできる国際交流プログラムを開発する。また、手話動画収集 SNS を開発し、全国手話研修センター日本手話研究所と連携して実際の運用を開始し、その成果を教員、学生が閲覧できるようにする。

#### 【54】教育研究活動に関連した国際貢献

国際的な視覚障害者の職業自立のために、障害者高等教育機関、関係団体との連携を強化し、アジア地域におけるマッサージ教育及びマッサージ業の普及を図るなどの国際貢献活動を充実する。

- ・【54-1】 障害者高等教育機関、関係団体との連携を再構築し、共同研究や海外への遠隔による教育支援などを行うことで、国際貢献を充実する。

#### (2) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

#### 【55】良質な鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師、理学療法士養成

卒前教育及び卒後研修の場として個々の能力や障害の程度に応じたマンツーマンの指導体制による質の高い臨床実習（研修）を実施し、臨床カンファレンス、医療安全、感染防止などの研修会を定期的に開催し、患者の立場に立った施術を行える医療人を養成する。

- ・【55-1】 教員、研修生による協働の指導体制を確立させ、視覚障害者の卒前・卒後教育を含めた臨床教育体制の構築を進める。

#### 【56】特色ある質の高い東西医学統合医療の提供

東西医学に精通した医師・理学療法士・鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師など医療者を配置し、診療、漢方、鍼灸、あん摩マッサージ指圧、リハビリテーション等の外来を実施するなど、日本でも数少ない特色ある質の高い西洋医学と東洋医学を統合した医療を提供するとともに臨床的エビデンスを発信する。

- ・【56-1】 各種カンファレンス・ミーティングの開催を継続し、統合医療に関する研究テーマを発掘・共有するとともに、その中からいくつかの病状や疾患をピックアップし、統合医療としてのアプローチを推進する。その上で、各種学会や論文での報告を継続する。

#### 【57】医療サービスの向上と地域貢献

東西医学統合医療に対する個々の患者ニーズに対応し、診療・施術にあたりとともに、地域の需要に応えるべく健康等の啓発等に関する公開講座などを実施し、医療者間の効率的な連携やつくば市や他の地域医療機関との連携も積極的に行い、地域の医療の向上に貢献する。上記の取組により、受診者数を平成27年度に比べ10%増加させる。

- ・【57-1】 地域の医療関係者や患者の統合医療や代替医療に関する認知やニーズを把握し、地域における統合医療拠点としての役割や新たな連携方法を検討の上、実施を図る。  
また、地域の鍼灸師を対象にオンラインによる勉強会を開催し、地域貢献や連携の強化につなげる。また、公開講座を再開して地域の健康増進に貢献する。

#### 【58】効率的な経営

保健科学部附属東西医学統合医療センターの運営や経営における情報を分析し、西洋医学と東洋医学を統合した特色ある質の高い医療や超高齢化時代に対応したリハビリテーション医療を推進し、診

療収入 10%増加を達成する。また、ジェネリック医薬品の採用や事務・受付、医療業務の人的配置を合理化するなど効率的な経営を行い、収益を向上させる。

- ・【58-1】 東西医学統合医療センターに関する認知度や患者のニーズを再確認する。  
患者動向や経営分析の結果に基づき、増収につなげるための適切な医療体制、人員配置等に関する方策を検討の上、実施を図る。

## Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

#### 【59】組織改革等の継続的な実施

「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」を平成 28 年度中に設置し、外部評価や監事監査など各種評価結果等を検証し、各種大学間連携や入学定員の見直しなどの課題に対し柔軟かつ機動的な組織改革を継続的に実施する。

また、ガバナンスの総点検について、学長から監事に要請することで「監事監査計画」に毎年度組み込み、その結果を「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」において検証し、継続的に見直しを行う。

- ・【59-1】 中期計画に掲げる大学改革促進ボードの役割を引き継ぐ大学戦略室を中心に、ガバナンス・コード等を踏まえた、学内会議・委員会等の組織改革に着手する。また、引き続き、監事と学長が意見交換する機会を確保する。

#### 【60】IR機能の強化

政策の立案等各種意思決定に必要なデータ等を情報収集するとともに、適時提供できるような機能を有した学長直属の「情報管理室（仮称）」を平成 28 年度中に設置する。

また、収集した情報については、学長や「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」へ提供することにより、施策立案に活用し大学改革を推進する。

- ・【60-1】 引き続き、教育研究活動情報及び経営情報等に関するデータ等を収集・分析し、これらの情報を施策立案に活用し、大学改革を推進する。

#### 【61】予算配分方針・方法の見直し

学長のリーダーシップのもと大学の機能強化を実現するため、基盤的な教育研究関連経費を安定的に確保しつつ本学の特色をいかした学内資源の再配分を行うため財務分析結果に基づく資源配分の重点化など予算配分方針・方法の見直しを平成 28 年度中に行う。

- ・【61-1】 引き続き、毎月の予算執行状況等を把握するとともに、予算執行率等のデータを活用し、当初予算や補正予算など効率的・効果的な資源の配分に反映させる。

#### 【62】監事のサポート体制の充実

これまで同様、監事の役員会、経営協議会、教育研究評議会における意見等聴取の機会を確保するとともに、引き続き財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、大学のガバナンス体制等について監査するため、平成28年度中に監査室職員を増員し、サポート体制を充実させる。

- ・【62-1】 引き続き、役員会等において監事の意見等を聴取する機会を確保するとともに、大学運営に関する広範な事項について監査を実施できるよう、サポート体制を確保・充実する。

#### 【63】 運営組織の人事評価システム

教職員の職務行動を適正に評価し、評価結果をフィードバックするとともに、個々の処遇や職務環境の改善に反映させ、個々の職務意識の向上、主体的な能力開発を促進する。

特に教員評価においては、国際貢献活動、国の各種委員等への参画及び国際会議での発表などを評価項目に設定し、大学のグローバル化を推進する。

- ・【63-1】 現行の教員評価制度の見直しを進め、新たな評価制度の下で教員評価を試行実施するとともに、第4期中期目標期間からの本格実施に向け、評価結果の処遇への反映を視野に、制度の内容の精査を図る。

#### 【64】 教育研究組織の構成

時代の変化や中長期的な目標等を踏まえ、重点目標等の遂行を考慮して教職員の配置を見直すとともに、国内外の若手を含めた優秀な人材の採用を可能とするため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる年俸制教員を10人（現員3人）に増員する。

また、教員の年齢構成の是正を行い、第3期中期目標・中期計画期間中に若手層の全体に占める割合を8%以上とする。

- ・【64-1】 全学的な教員人事マネジメントを推進するため、学長のリーダーシップの下、評価制度の見直しを視野に入れながら、計画的・戦略的な人員配置を行う。  
事務系職員については、人員構成を踏まえつつ、他機関との人事交流を含む人員配置の適正化を図るとともに、今後の人材育成策を構築する。

#### 【65】 教育研究組織の人事評価システム

教育研究組織構成員の教育業績、研究業績、大学運営参加実績、社会的貢献等、多様な活動について、多面的かつ公正な評価基準に基づいて評価し、評価結果を処遇に反映させる。

- ・【65-1】 令和2年度における教育研究等実績を対象に実施する教員の個人評価制度の試行結果を踏まえ、新たな評価制度を確立する。

#### 【66】 男女共同参画

女性教職員等の参画を推進するため、女性教職員率35%以上を維持するとともに、役員においては15%、管理職においては10%以上の女性比率を目標とし、男女共同参画を推進する。

- ・【66-1】 ダイバーシティを推進するため、多様な働き方の実現に向けた人事制度の検討を行う。また、女性職員の適性や能力等に応じて、上位職への登用を段階的に進めるため、研修を通じてキャリアイメージの形成やマネジメント能力の育成を図る。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

### 【67】 産業技術学部の編成・改革

教育組織（カリキュラムなど）と教員組織の分離を図り、工学・デザインの複合領域などを含めた多様なカリキュラムへの対応や、社会的にニーズが高い学際的・複合的な領域の研究をさらに推進させるために、平成30年度までにより柔軟でオープンな教員組織の編成・改革を実施する。

- ・【67-1】 産業技術学部では、支援技術学コースを中心とする新たな教育課程を着実に実施するとともに、教員組織の改革を進める。

### 【68】 保健科学部の教育改革

視覚障害学生にとって、より魅力あるカリキュラムへの再編を行うと共に、社会の動向を踏まえて、視覚障害者が自立して行くための新たな職域に対応した教育を行うために、平成30年度までに既存の学部・学科にとらわれない視覚障害学生の就労に結びつく学科再編を行う。

- ・【68-1】 保健科学部では、これまでの学部再編案を踏まえて、改組の準備を進める。

### 【69】 大学院の教育組織の見直し

技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上、学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））を平成31年度までに導入する。

また、情報アクセシビリティ専攻では、社会人の学び直しの受け入れ向上のため、個々の学生の学修・研究時間に対応した時間割編成や遠隔授業を行う。

- ・【69-1】 情報アクセシビリティ専攻では、社会人学生に対して、学生個々の学修・研究時間に応じたオンラインでの柔軟な授業実施体制を含め、きめ細かな教育課程の編成を行う。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

### 【70】 共同調達の拡大

他大学との共同調達による内容や対象を拡大し、経費節減に繋げる。

- ・【70-1】 他大学等との共同調達を引き続き推進するとともに、必要に応じて新規案件の検討や参加機関の拡大について共同調達実務担当者連絡会との共同で進める。

### 【71】 災害時の大学間連携

災害時における大学相互の支援体制を構築するため県内・県外の各1大学以上と連携協定を締結する。また、大規模災害時に弱者となり易い聴覚・視覚障害学生の教育研究活動における情報保障を遠隔で行うなど多面的な支援を連携大学等の要請に応じ積極的に行う。

- ・【71-1】 関東・甲信越地区国立大学法人等災害連携協定に基づいた取組みを継続して実施する。  
日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、災害時に取り残される学生を生まないための支援のあり方についてノウハウを集積し、全国の大学に向けて発信する。

#### 【72】 職員の人材育成

第2期に実施した「若手職員強化プログラム」（選定図書講読会、外部講師による特別講話、課題解決のための他大学比較調査や業務改善への提案、若手職員が自ら行う自己研さんの目標の情報共有）を見直し、益々、多様化・高度化する大学運営に対し、戦略的な取り組みの企画提案ができ、その実施のための学外・学内との折衝や調整が担える、実務処理に偏らないバランスのとれた人材の育成を行うための研修プログラムを平成28年度中に策定し、実施する。

- ・【72-1】 本学主催の研修や、他機関の研修等への職員派遣を通じて、職員の人材育成を推進するとともに、研修プログラムの改善を行う。また、OJT 制度を本格実施し、職員としてのキャリア形成の初期段階におけるサポート体制を強化する。

#### 【73】 職員のコミュニケーション能力向上

職員の聴覚障害学生とのコミュニケーション能力を向上させるため、毎年行ってきた新入教職員を中心とした「手話研修」（20 時間）に加え、本学の聴覚障害のある教職員及び本学に在籍する手話通訳士等と本学の聴覚障害学生の協力を得て、定期的に「CC サロン（コミュニケーションサロン）」（仮称）を平成 28 年度中に開催する。これらにより学生とのコミュニケーション機会が少ない職員も含めて、あいさつや災害等の緊急時に必要となる手話によるコミュニケーション能力を向上させる。

また、本学教員が作成した「ここからはじめる障害学生支援」（冊子）を全事務職員に配布し、これを教材とした研修会などにより基本的な障害学生支援について啓蒙する。

- ・【73-1】 職員の聴覚障害学生とのコミュニケーション能力向上に資する様々な内容の情報を提供しつつ、手指等の動きを把握しやすくするストーリーミング視聴のための動画プラットフォームの導入について準備を進める。  
また、アンケートフォーム等を活用した職員の意見収集、それらの意見を踏まえた能力向上手法の工夫改善を進める。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

##### 【74】 外部資金獲得の具体的方策

学長のリーダーシップの下、部局を越えた研究チームを編成し、全学的なテーマによる外部資金、寄附金の獲得プロジェクトを複数設け、学内での競争意識を高揚させるとともに、第三者的立場の研究者グループにより助言を行うなど、大学の人的・知識的資源を最大限に活用し、外部資金の獲得（件数 10%増加）を促進する。



- ・【74-1】 外部資金の獲得増につながる共同研究等の具体的な推進方法を検討するとともに、学外で行われる科研費セミナーへの参加を促すことで、科研費の採択件数増加を図る。

#### 【75】 民間事業者への障害者支援の手法の提供

障害者差別解消法施行に伴い不当な差別的取り扱いが禁止され、努力義務ではあるが合理的配慮の提供を求められる民間事業者に対し、本学の有する聴覚・視覚障害者への適切な配慮の手法等を積極的に提供することにより、これらの民間事業者との良好な関係を構築し、外部資金・寄付金の獲得に繋げ、かつ、卒業生の就職先の確保を行う。

- ・【75-1】 情報提供を必要とする企業に対し積極的に相談に応じる。特に、視覚障害系では「企業のための視覚障害学生雇用セミナー・大学説明会」を開催し、個別相談に応じる機会を設け、就労における支援方法等の情報提供を行うことで、学生の採用の可能性を広げ、また障害者の職場への定着を図る。さらに「視覚障害学生雇用ガイドブック」の配布・活用を進める。

#### 【76】 全学同窓会組織の整備

全学同窓会組織を整備することにより、卒業生の卒業後の状況を把握し、今後の就職支援や教育内容の改善に繋げるとともに、可能な卒業生への支援も実施することで、本学との連携を深め、寄付者を拡大（5%増加）させる。

- ・【76-1】 引き続き、本学広報ツール等により、卒業生への支援と寄付者の拡大を進める。

#### 【77】 保健科学部附属東西医学統合医療センターの経営面等の最適化

保健科学部附属東西医学統合医療センターの診療科（診療医）毎のコスト分析等を行い、経営面・教学面からの総合的な視点により最適化する。

- ・【77-1】 患者動向や経営分析の結果を踏まえて現状での重点項目を設定し、収益回復を図る。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

#### 【78】 管理的経費の抑制に関する具体的方策

業務内容の見直し、外部委託の促進、ペーパーレス化の推進など業務の効率化を進め、定期的にセグメント毎のコスト分析を行い、その結果を周知徹底することで教職員のコスト意識を改革し、人件費を含む管理的経費を抑制し、一般管理費率を6.0%以内にする。

- ・【78-1】 引き続き、業務の効率化を推進するとともに、職員の意識啓発等を行い、管理的経費の抑制を図り、一般管理費率を前年度以下までとする。
- ・【78-2】 引き続き、財務データを分かりやすく整理した財務レポート等を作成し、教職員間における大学の財政状況の把握、コスト意識の共有を図る。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

### 【79】 施設等の有効活用

キャンパス内の全ての施設・設備について、利用状況を点検評価し、既得権的な占有を改め、受益者負担制度等の活用によりコスト意識の改革の向上を図るとともに、今後の組織改革に対応した見直しを行うことにより、学長裁量スペースについて、中期目標期間終了時点で現有の 10%増加分を確保する。

- ・【79-1】 総合研究棟スペースを有効活用するため、学長裁量経費において部局を越えた共同研究枠を設け、採択された研究グループやクラウドファンディング等の外部資金を獲得した研究グループ等を優先するなど研究内容・成果に応じた活用を推進する。

### 【80】 総合的な施設マネジメント

計画的・効率的な施設の維持管理を行うため、施設の修繕等維持管理計画を策定し、計画的・戦略的（スペース・チャージ等）に財源を確保するとともに、今後のアカデミック・プランを見据えた総合的な施設マネジメントを実施する。

- ・【80-1】 学内資源の適切な活用・配分を見据えたスペースチャージ等による財源確保を引き続き行うとともに、施設維持管理計画及びインフラ長寿命化計画（個別施設計画）、キャンパスマスタープラン等を踏まえた総合的な施設マネジメントを推進する。

### 【81】 資金の安定的・効果的な運用

余裕資金の運用にあたっては、社会情勢を考慮しながら、効率性と安全性を総合的に勘案し、最適な資金運用を行い、受取利息額の 7.5%増額を目指す。

- ・【81-1】 コロナ禍の影響を考慮しつつ、中期計画に定める受取利息額増額率の更なる増加を図る。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

#### 【82】 自己点検・評価システムの改善

自己点検・評価においては項目毎に評価者・評価方法及び評価のサイクルを明確にし、第三者評価を含む多様で透明性のある迅速な評価を実施する。また、評価結果のフィードバック方法を明確にし、評価結果が確実に業務の改善に反映される PDCA サイクルを確立する。

- ・【82-1】 自己点検・評価の対象とする項目及びそれらに対する評価体制や評価方法、サイクル等を検討し、評価結果が確実に業務の改善に反映される PDCA サイクルを引き続き駆動させる。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

#### 【83】 効果的・積極的な情報発信

「筑波技術大学広報戦略（仮称）」を平成 28 年度中に策定し、「誰に」「何を」「どうやって」情報発信していくのかを明確にし、かつ、学科等毎に情報収集・発信責任者を設けるなど情報の入手から発

信までを体系化することで、効果的・積極的な情報発信を行う。

- ・【83-1】 平成 28 年度に策定した筑波技術大学広報戦略の検証を踏まえ、第 3 期中期目標期間における本学の教育研究活動等に関する成果をまとめ、発信する。  
また、より効果的な情報発信を行うため、教職員の意識啓発を促す研修を行う。

#### 【84】 アクセシビリティの高い広報活動

障害者団体や特別支援学校等のステークホルダーへの直接的広報活動においては、視覚障害者には、点訳や DAISY 等を活用し、また、聴覚障害者には手話や文字通訳等によるなど受け手側のニーズに配慮したアクセシビリティの高い広報活動を実施する。

- ・【84-1】 ステークホルダーごとに公表する情報内容の工夫を行っている本学ホームページについて、これまでの検証及び改修内容を踏まえ、更にアクセシビリティを向上させるため、聴覚障害及び視覚障害それぞれの障害特性に配慮したリニューアルを行う。その際、見やすいスタイルシートや両障害者に理解しやすい動画コンテンツなども追加する。

#### 【85】 多言語への対応

外国人留学生の受入れや国際化を踏まえ、ホームページ、リーフレット等各種広報媒体の本学基本情報を多言語に対応させる。

- ・【85-1】 本学ホームページの英語、韓国語、中国語版の掲載内容の見直しを行い、更新を行う。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

#### 【86】 新たな施設設備の整備

聴覚・視覚障害者の高等教育に関する我が国の中核機関として 4 年制大学化、大学院設置によって生じた教室、研究室等の不足（狭隘化）の解消及び他大学への障害者に対する合理的配慮となる情報保障支援体制の充実を図るため、施設設備の整備・活用を計画的に推進する。

- ・【86-1】 引き続き、学生目線に立った教育研究の整備・活用を更に進めることとし、インフラ長寿命化計画（個別計画）を踏まえながら、老朽化による防水補修工事等を実施し、施設の長寿命化及び学生の安全・安心を見据えた校舎棟の環境改善を推進する。

#### 【87】 既存施設設備の整備

聴覚・視覚障害者のための教育研究、生活環境としてのバリアフリー化（多目的トイレ、点字ブロックの整備、段差解消等）、安全性、情報保障に関する見直しを行うとともに、バリアフリー委員会、障害に対する合理的配慮に関するワーキンググループ及び障害当事者の意見を踏まえキャンパスマスタープランの充実を行う。また、施設設備等の維持管理のために老朽化の点検を行い、整備計画並びに学内情報ネットワークの整備及び適切な管理に関する方策を策定し整備を行う。

- ・【87-1】 インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、キャンパスマスタープランの検証・見直しを行う。  
また、聴覚・視覚障害者のための教育研究，生活環境としてのバリアフリー化等についても，施設環境防災委員会等において恒常的な検証・検討を進める。

#### 【88】施設等の有効活用

キャンパス内の全ての施設・設備について，利用状況を点検評価し，既得権的な占有を改め，受益者負担制度等の活用によりコスト意識の改革の向上を図るとともに，今後の組織改革に対応した見直しを行うことにより，学長裁量スペースについて，中期目標期間終了時点で現有の10%増加分を確保する。

- ・【88-1】 総合研究棟スペースを有効活用するため，学長裁量経費において部局を越えた共同研究枠を設け，採択された研究グループやクラウドファンディング等の外部資金を獲得した研究グループ等を優先するなど研究内容・成果に応じた活用を推進する。

#### 【89】総合的な施設マネジメント

計画的・効率的な施設の維持管理を行うため，施設の修繕等維持管理計画を策定し，計画的・戦略的（スペース・チャージ等）に財源を確保するとともに，今後のアカデミック・プランを見据えた総合的な施設マネジメントを実施する。

- ・【89-1】 学内資源の適切な活用・配分を見据えたスペースチャージ等による財源確保を引き続き行うとともに，施設維持管理計画及びインフラ長寿命化計画（個別施設計画），キャンパスマスタープラン等を踏まえた総合的な施設マネジメントを推進する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

#### 【90】学生の安全確保等

聴覚・視覚障害学生に対する，感染症対策，実験・実習・インターンシップ中の事故対策，健康管理，緊急時の情報伝達・避難体制等に配慮した安全管理，事故防止マニュアルを充実させるとともに，定期的に全学の防災訓練・避難訓練等を実施するなど，学生の安全確保を徹底する。また，重複障害学生に対してヒアリングを実施し，基礎的環境整備を行う。

- ・【90-1】 障害のある学生の受入を行う本学の特性を踏まえ，聴覚・視覚障害学生に配慮した上で，引き続き法に定める防災訓練等を定期的にも実施するとともに，本学の教育環境の基礎的整備を進める。

#### 【91】毒物等の安全管理体制

毒物等の管理については，安全衛生委員会の実査により事故等を未然に防止するとともに，学生，教職員に広く安全管理意識を啓蒙する。

- ・【91-1】 毒物・劇物等の適正管理については，適切な取扱要領をグループウェアに掲示するなど，

引き続き周知・徹底を行うとともに、管理状況を実査で確認する。

#### 【92】総合的なリスク管理

業務に係るリスク事象を洗い出し、平成 28 年度中にリスクマップを作成するとともに発生頻度・影響度の高いリスクに関する対応方針（回避、軽減、移転等）を策定することにより、大学全体のリスク管理を統括し、被害を減免する。

- ・【92-1】 リスクマップについては、随時見直しを図るとともに、新型コロナウイルス感染症に関する対応等も踏まえながら、引き続き検証を進める。

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

#### 【93】適切なコンプライアンス体制の確立

コンプライアンス体制における管理体制を整備し、服務規律に関するマニュアル等の作成、内部通報体制（窓口）の見直しを行い、より適切なコンプライアンス体制を整備するとともに、研究における不正行為の防止、研究費不正使用の防止等に関するガイドライン、研修・説明会や研究倫理教育に伴う情報保障（点訳、DAISY、手話・文字通訳等）に取り組み、大学や特別支援学校等の機関に広く還元し、教職員の法令遵守の意識を高揚させる。また、障害者福祉に関連した法令の情報収集を行い、立法趣旨に沿った制度や体制の整備、研修の実施を行う。

また、情報セキュリティ対策については、最新の情報事故事例やセキュリティ対策を学内で共有することにより、コンプライアンスに対する注意喚起と意識向上を推進する。

- ・【93-1】 引き続き、教職員に対して研修等を実施し、法令遵守の意識を醸成する。
- ・【93-2】 令和元年度に更新した本学サイバーセキュリティ対策基本計画に基づき、引き続き情報セキュリティに関連する規則・規程・ガイドラインを整備する。また、教職員への啓発活動及び人材育成の強化を行うとともに、学内における情報機器等の維持管理・整備を行う。

## VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

587,591 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

## IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(天久保) ライフライン再生（給排水設備等） ・小規模改修	総額 74	施設整備費補助金（59）  （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（15）

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2. 人事に関する計画

教員については、全学的な教員人事マネジメントを推進するため、学長のリーダーシップの下、計画的・戦略的な人員配置を行うとともに、新たな評価制度の下での教員評価の実施に向けて、現行の教員評価制度の見直しを進める。

事務系職員については、人員構成の特色を踏まえつつ、他機関との人事交流を含む人員配置の適正化を図るとともに、研修等による能力開発の機会を通じて、人材育成を推進する。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数 169人

また、任期付き職員数の見込みを11人とする。

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み 1,816百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

令和3年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,248
施設整備費補助金	58
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	64
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	15
自己収入	279
授業料及び入学料検定料収入	162
附属病院収入	73
財産処分収入	0
雑収入	44
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	53
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	136
計	2,853
支出	
業務費	2,695
教育研究経費	2,544
診療経費	151
施設整備費	73
船舶建造費	0
補助金等	31
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	53
貸付金	0
長期借入金償還金	1
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
計	2,853

[人件費の見積り]

期間中総額 1,816 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 前年度よりの繰越額からの使用見込額 26 百万円。

注) 補助金等収入には, 授業料等減免費交付金が 32 百万円含まれており, 本補助金は授業料免除に使用しております。

## 2. 収支計画

## 令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,723
經常費用	2,723
業務費	2,416
教育研究経費	538
診療経費	48
受託研究費等	14
役員人件費	40
教員人件費	1,170
職員人件費	606
一般管理費	167
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	138
臨時損失	0
収益の部	2,674
經常収益	2,674
運営費交付金収益	2,218
授業料収益	141
入学金収益	17
検定料収益	2
附属病院収益	73
受託研究等収益	14
補助金等収益	53
寄附金収益	39
施設費収益	6
財務収益	1
雑益	43
資産見返運営費交付金等戻入	44
資産見返補助金等戻入	18
資産見返寄付金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△49
目的積立金取崩益	50
総利益	1

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。



3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,094
業務活動による支出	2,693
投資活動による支出	128
財務活動による支出	64
翌年度への繰越金	209
資金収入	3,094
業務活動による収入	2,621
運営費交付金による収入	2,248
授業料及び入学料検定料による収入	162
附属病院収入	73
受託研究等収入	14
補助金等収入	64
寄附金収入	17
その他の収入	43
投資活動による収入	73
施設費による収入	73
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	400

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

産業技術学部	産業情報学科	140人
	総合デザイン学科	60人
保健科学部	保健学科	120人
	情報システム学科	40人
技術科学研究科	産業技術学専攻	8人
	保健科学専攻	6人
	情報アクセシビリティ専攻	10人